平成３０年（フ）第６５３号
札幌市東区北13条東16丁目３番25―301号
債務者　成田鉄雄こと　成田　鐵雄
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６５８号
札幌市豊平区平岸６条17丁目１番１―501号
債務者　藤井　有未
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６７０号
札幌市北区北24条西14丁目４番１号　コーポレーション24―307号
債務者　志田　　学
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６８６号
札幌市南区川沿12条１丁目１番85―306号
債務者　吉田　孝一
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７１９号
札幌市手稲区星置１条７丁目18番１号　キャストル17Ｂ棟203号
債務者　松橋　一幾
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７８号
釧路市千歳町12番９号　アンカー千歳１―２号室、申立前の住所釧路市東川町20番５号　ゴールデンハイツ202
債務者　土崎　英文
1　決定年月日時　平成30年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第８９号
群馬県高崎市山名町1600番地　市住11棟1122号
債務者　小見　泰一
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第９４号
群馬県安中市安中５丁目11番36号　山崎団地49Ａ－２棟１号
債務者　小板橋　恵（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成30年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第２１１号
千葉県船橋市芝山２丁目３番５―503号
債務者　飯沼　文代
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２１２号
千葉県船橋市芝山２丁目３番５―503号
債務者　飯沼　由美
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２３６号
千葉県市原市国分寺台中央６丁目１番地４　ハイツ祇園Ａ
債務者　西　　晃伸
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２４６号
千葉市若葉区加曽利町1054番地３
債務者　城谷　一秋
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２７１号
千葉県市川市田尻３丁目11番19―404号　（カザリヤマンションＢ）
債務者　白川　佳奈（旧姓島村）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２８６号
千葉県八千代市八千代台東５丁目24番12号　ホワイトコーポ203号
債務者　吉村カヌンハー（ＹＯＳＨＩＭＵＲＡ　ＫＡＮＥＵＮＧＨＡ）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第２９８号
千葉市中央区長洲２丁目４番２号
債務者　並木　静江
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３１４号
千葉市稲毛区千草台２丁目２番33棟210号
債務者　稲増　　渉
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３３２号
千葉県浦安市当代島３丁目13番12号　ハイツニシワキ（202）
債務者　杉渕由佳子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係